

日整発第199号  
令和5年3月6日

公益社団法人  
都道府県柔道整復師会会長 様

公益社団法人日本柔道整復師会  
会 長 伊 藤 述 史  
(公 印 省 略 )

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた  
業種別ガイドラインの見直しについて

日頃より弊会に運営等にご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年2月10日付けで、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」が示され、令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。

これを受け、内閣官房から業種別ガイドラインの見直しの指示あり、「柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を次のとおり見直しました。

施術所においては、(2) ①、②に示したとおり患者に対して、施術を受ける場合にマスクの着用するように求めることとしますが、着用を強制してはならないことを原則としています。また、(3) ③に示したとおり職員に対しては、マスクの着用を推奨することとしています。

マスク着用の考え方の見直しを受けての業種別ガイドライン変更のポイントをお示しいたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への位置づけ以降については、本業種別ガイドラインは廃止になることを申し添えます。

(参 考)

\*マスクの着用の考え方等については、厚生労働省 HP「マスクの着用について」等を参照。

[マスクの着用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)